

手話で



GO²!

~手話のある豊かな社会を
手話言語法制定に向けて~



わたしたちは手話言語法の制定を目指しています。

手話は言語であることは世界でも認められ、
日本でもその理解が広がりにつつあります。
聞こえる人たちが日本語の音声言語で学び、
様々な情報を得て暮らしているように、
ろう者は手話で学び、生活のあらゆる場面で
手話を使って暮らせる社会をと願っています。

そのためには「手話言語法」が必要です。

手話が自由に使えれば、
コミュニケーションのバリアがなくなれば、
ろう者はもっと社会参加しやすくなります。

力を発揮する場面が増えます。

自分らしく生きることができます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

手話でGo²!

～手話のある豊かな社会を
手話言語法制定に向けて～

もくじ

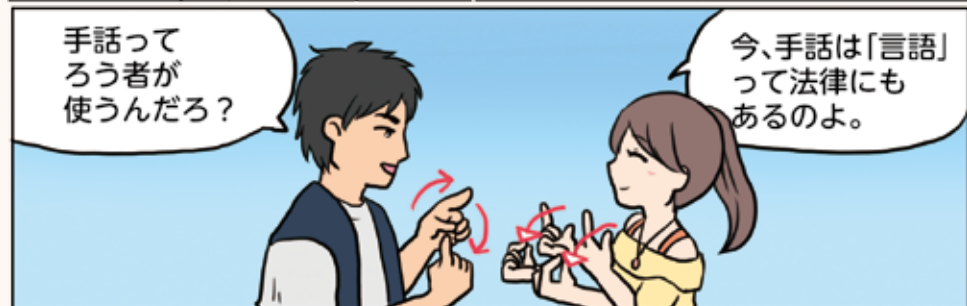
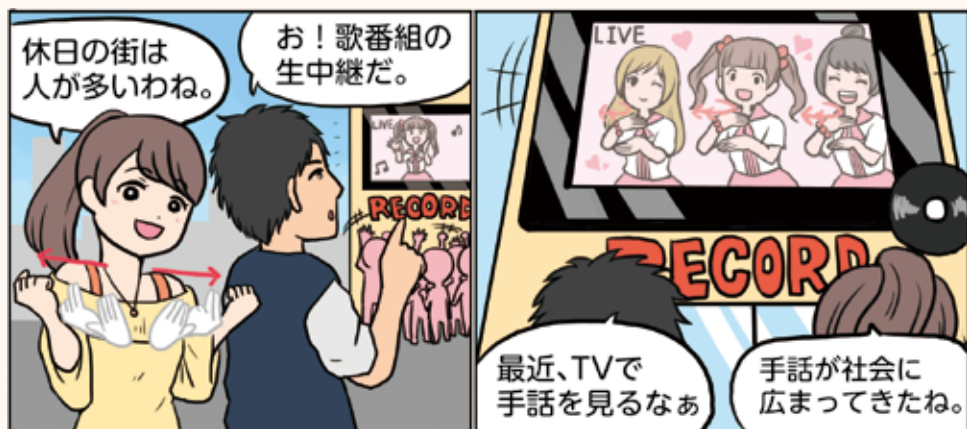
contents

- 4 1. はじめに
- 12 2. 「手話」とは何ですか？
- 16 3. 手話言語法の5つの権利
- 20 4. 手話言語法と情報・コミュニケーション法の違い
- 24 5. 手話言語法をつくるために
- 28 6. 手話言語法 世界各国の状況
- 30 7. 「手話言語」を広める思いは自治体にも
～手話言語条例～

〈資料〉

- 38 ● 日本手話言語法案
- 42 ● 韓国手話言語法
- 46 ● 県手話言語モデル条例
- 49 ● 市町村手話言語条例モデル条例案

1 はじめに







ろう学校には聞こえにくい生徒、
まったく聞こえない生徒など、
聞こえの程度が様々な子どもがいます。

当時のろう教育は、聞こえない子どもたちを
聞こえる人に近づけるための教育を中心に
進められていました。

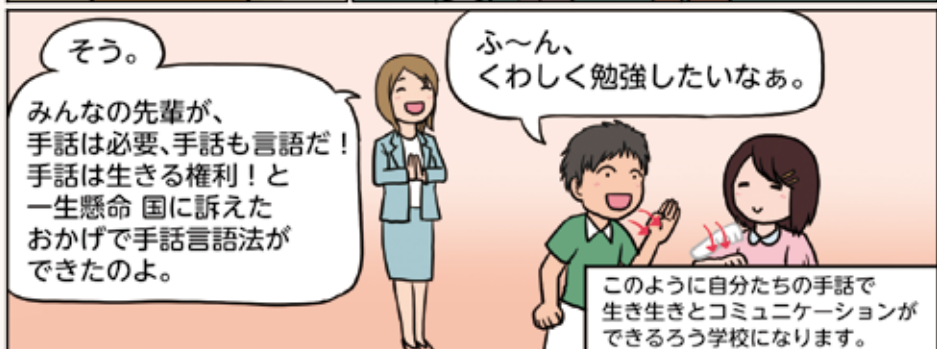
そのため、口話法についていける子どものクラスと
ついていきにくい子どものクラスに
分ける学校もありました。

聞こえない子どもたちにとって、
手話が使えず発声練習に時間をかけ、
教師の口の動きを読む学習は苦痛でした。

口話教育により聞こえない子どもたちは
日本語の習得も十分にできず、
かといって手話も禁止されたので
自分らしくあること(アイデンティティー)の
喪失にもつながっていきました。



手話言語法が
できたら……



保健センターの中——

この子、耳が聞こえないんですけど…

それは心配ですね

お医者さんから、「聞こえないと言葉を身につけるのは難しい」と言われたので、不安なんです。

ろう学校に相談したらどうですか？
手話は知っていますか？

手話は見たことはあるけれど、詳しくは知らないし、私もできないから…

手話を保護者とお子さんが一緒に覚えたら、聞こえなくても気持ちを伝えあえるようになりますよ。

聞こえない子を持つ保護者が手話を学ぶ教室もあるし。

今は手話言語法と言う法律ができたので、学校でも手話を勉強するから大丈夫です。

この子は手話を覚えられると思うけど、私にできるかしら…

手話言語法ができてからは地域で大人も子どももみんなが手話を学んでいます。

今や、手話は英語と同じように一つの言語ですからね。



手話言語法で 手話のある豊かな社会を



今から130年前に、日本で初めて京都で
ろうの子どもたちの
学校教育が始まりました。
ろう者は障害のない人たちの中に入っていくと
様々なバリアの壁が厚く
苦労を重ねてきました。

現在、情報通信技術の発展は目覚ましく
私たちの暮らしはとても便利になりました。

しかし、ろう児・者には未だ聞くこと、
話すことへのバリアが残り、
人間の成長に必要不可欠な
コミュニケーションが
阻害されている現状があります。

障害者基本法には第三条の3に
「言語(手話を含む。)」と規定され、
その他の意思疎通手段を含めて、
情報の取得や利用のための選択の機会の拡大が
図られることが明記されました。

しかしろう者が手話を獲得・習得し、
自由に手話を使って社会参加をしていく
施策・法整備は、まだありません。

そこで私たちは、障害者権利条約を作ろう
という動きの中でアピールした、
「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」という
障害当事者のスローガンの精神にのっとり、
手話言語法制定のための活動を始めました。

2 「手話」とは何ですか？



手話とは何ですか？

ろう者が使っている言語で、日本語とは異なった独自の語彙や文法体系をもっています。



ろう者とはどういう人々ですか？

耳が聞こえない人々のうち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人々のことです。



手話は日本語とどう違うのですか？

日本語は音声言語です。手話は手の形、位置、動き、表情を使う言語です。これが1番の違いだと言えます。





手話は全国共通ですか？

年齢や地域によって違う表現が日本語に見られるように、手話にも年齢や、地域によって違う表現（いわゆる方言）が見られます。



世界共通の手話がありますか？

英語が世界共通語として使われていますが、手話の世界ではアメリカ手話がよく使われるようになってきました。一方、身振りをふんだんに取り入れた「国際手話」という方法もかなり使われています。



手話はいつ頃、どこで誕生したのですか？

哲学者ソクラテスの記録によれば、紀元前5世紀からろう者が身振りを使って会話をしていたことが認められています。1760年頃世界で初めて作られたパリ王立ろう学校でもフランス語を教えるための方法として手話が使われていました。





日本の手話の誕生はいつですか？

学校制度が始まって間もない1875年頃に京都の待賢たいけん小学校で古河太四郎氏によって聞こえない生徒のための学級が開設されたときに教室で手話が使われていたことがはっきり分かっています。教員が教えるために、そして生徒同士が話すために手話が作られたのが始まりです。



手話がろう学校で禁止されたのは何故ですか？

日本語を獲得するために、ろう学校では口話法やキュードスピーチの方法が取り入れられました。手話は社会で使われておらず、また日本語が身につかないという理由で禁止されました。



手話はどのように定義されていますか？

障害者権利条約の第2条で「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう。」と定義づけられました。





手話について定めた日本の法律はありますか？

2011年8月5日、障害者基本法の一部を改正する法律が公布されました。その第3条第3項に、「言語(手話を含む。)」と定義されているのが唯一です。



今ある法律で充分ですか？

日本国内では、ろう学校での教育への手話の導入や、さまざまな場面での手話による情報保障、手話に対する正しい知識の啓発を行わなければならないことを定める法律はまだありません。



手話言語法は何をめざす法律ですか？

手話はろう者にとって大切な言語であることを示し、ろう者が日常生活や職場などあらゆる場面で自由に手話を使ってコミュニケーションがとれ、手話に関する正しい情報を得ることができる社会を目指す法律です。



3 手話言語法の5つの権利



「手話(しゅわ)」の授業がある



手話が使える病院



手話で学べる授業



ろう児が生まれたら、保護者には正しい手話の情報を



年配のろう者と次世代のろう者が世代を超えて手話で会話

「手話言語法」では、以下の5つの権利を保障することを求めています。

①手話を獲得する

5つの権利のうち根幹になる部分です。聞こえない・聞こえにくい子どもたちや大人が手話を身につけられる環境(教育の場)が保障されることを求めています。本人だけでなく、家族や身近な人達に手話に関する十分な情報を提供し、ともに手話を学び、手話でコミュニケーションできるようになることが大切です。また、ろう児を育てる上で保護者が情報を十分に得られ、相談できる環境を用意することも大切です。



②手話で学ぶ

ろう学校や大学等の高等教育機関を含む一般の学校でろう者が授業や講義を受けるとき、手話に熟達した教員が直接手話で授業をすることと、必要な場合に手話通訳が用意され、聞こえる生徒・学生と同様に学習権を保障することが大切です。



ろう者が手話で学べるためには手話に熟達した教員の養成が急務です。また、ろうの教

員への手話通訳保障も欠かせません。

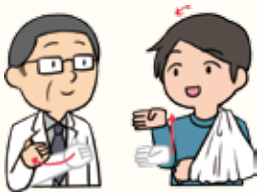
③手話を学ぶ

「国語」の学習を通じて日本語を学ぶことと同様に、「手話」を教科として学べるのが、特にろう学校で必要です。自らの言語の体系を学ぶことをとおして、ろう者が誇りを持って生きていく力を育てることができます。また、地域の小学校、中学校において、聞こえる子どもたちが英語を学ぶのと同様に、ろう者への理解や手話を学んでもらうことも大切です。



④手話を使う

手話で自由に会話ができること、また、手話通訳を通して社会参加ができることにより、ろう者の生活はより豊かになります。地域の集まりに参加しても話が分からず孤立したり、職場での会議や研修も手話通訳がないため疎外されたりする不自由な現状を解決するためには手話が音声言語と平等に使える制度と環境づくりが何より大切です。





⑤手話を守る

手話を言語として普及・保存・研究することが必要です。日本語が公的に収集・整理・保存・研究されているように、手話も同様に、手話研究機関を設立する等の体制がつけられることが大切です。

◆手話言語法ができると…

手話が日本語と同等の言語であることの認知をもとに、日本語と同様に手話ができる条件整備、社会環境の整備に向けた諸施策が期待されます。

聞こえる人が乳幼児期から発達段階に応じて日本語を獲得・習得し、日本語を使用して学び、生活し、豊かな文化を築き上げてきたのと同様に、ろう者にとっては、発達段階に応じて手話を獲得し、手話を使用して学び、生活し、豊かな文化を築いていけることが望まれます。

コミュニケーション手段の選択権が与えられたとしても、手話を獲得・習得する機会が与えられていなければ、ろう者にとってその選択の権利は意味がありません。

ろう者が自分の言葉として手話を獲得し、手話で学習し、豊かな思考ができるよう、発達段階に応じて手話の学習機会が保障されることが期待されます。

そして、情報そのものが手話で発信されていれば、ろう者はより豊かな言語生活を享受することができるのではないのでしょうか。社会のあらゆる分野で、手話での情報提供や手話での意思疎通が増えることが期待されます。

手話言語法と 情報・コミュニケーション法の違い

①手話言語法

手話言語法の対象は、ろう者であり、ろう者と関わるすべての人々です。ろう学校では、長い間、音声言語で営まれている社会に合わせるため、手話を禁止し口話法を強いてきました。これは、ろう者の人権を認めなかったことでもあります。言語としての手話を認知し、普及し、手話が使ええる環境へと整備していくことは、かつての苦難の歴史を二度と繰り返さず、ろう者として生きることを認める社会に変わっていくことです。

このことを福祉の分野だけでなく、社会全体で確かなものにするための法的整備、環境整備を公的な責任で進めていかなければなりません。

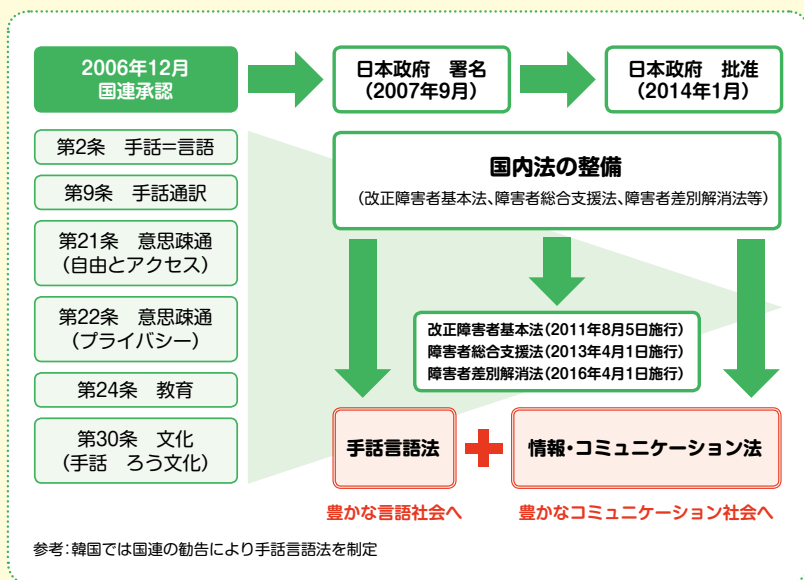
②情報・コミュニケーション法

情報・コミュニケーション法の対象は、ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者などの聴覚障害者のほか、視覚障害者、知的障害者、発達障害者など、情報へのアクセスとコミュニケーション（意思疎通）の支援が必要なすべての障害者です。

アクセスとコミュニケーション（意思疎通）の方法は、障害者権利条約において定義されているように、言語（手話を含む）、筆談、点字、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚等による意思伝達、また手話、要約筆記、指点

字、触手話、手書き文字、朗読等の通訳者や説明者等の人的支援、補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代替的手段があります。これらの意思伝達、人的支援、補助代替的手段の選択が保障されることを目指しています。

●障害者権利条約批准と国内法整備から、 手話言語法と情報・コミュニケーション法の制定へ



③手話言語法と情報・コミュニケーション法の関係

二つの法整備は、互いに補完する関係になります。

手話を言語として獲得・習得し、自由に使える環境を整備することにより、ろう者は、手話も含めて、自らの意思で選択できる方法で、いつでも、どこでも、誰からでも自由に情報を受け取り、誰にでも情報を発信することが実現できると考えています。

●手話言語法と情報・コミュニケーション法の違い

〈手話言語法〉

- ・言語の選択権
(手話言語の獲得・習得)
- ・手話言語の発展
(研究と保存)



手話を使用するろう者及び
すべての人が対象

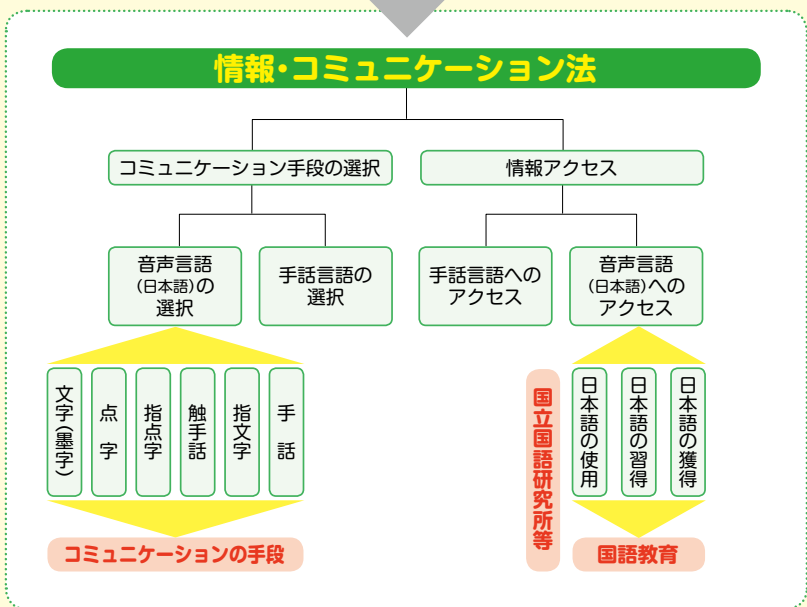
〈情報・コミュニケーション〉

- ・情報の受け取りと発信の
機会の保障
- ・コミュニケーション手段の
選択権



コミュニケーションバリア・
情報バリアを抱える
すべての障害者が対象

●手話言語法と情報・コミュニケーション法



5 手話言語法をつくるために

手話言語法制定は国民すべての願い

障害のある人の法律や制度について基本的な考え方を示しているのが障害者基本法です。障害者権利条約を批准するために、日本の障害者に関わる法整備を進める中で、2011年8月に障害者基本法が改正されました。

改正された障害者基本法の第3条「地域社会における共生等」では、すべての障害者に対し、

- ①あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ②どこで誰と生活するか選択の機会を確保し、地域社会での共生
- ③言語（手話を含む）その他の意思疎通手段の選択の機会の確保、



手話言語法制定を求めるパレード12.12(2014年12月12日)

及び情報の取得または利用手段の選択の機会の拡大を目指すことを決めています。

また、障害者権利条約第2条の「言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声語」の定義に基づき、障害者基本法では「言語(手話を含む。)」と定められましたが、手話についての具体的な中味は示されていません。

全日本ろうあ連盟は2012年に「手話言語法制定推進事業報告書」で「日本手話言語法案」を発表しました(P38～41資料参照)。法案は、ろう者にとって手話は言語であることを示し、ろう者が日常生活や職場などで手話を使って自由にコミュニケーションがとれること、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることや手話の獲得・習得などが保障され、ろう者が社会で自由に生きられることを目指しています。

法案をもとに全国の都道府県及び市区町村議会で「手話言語法制定を求める意見書」採択運動を2013年度から始めました。2013年6月24日、石川県白山市において最初に採択されてから3年近くをかけ、2016年3月3日をもって全国の1,788議会のすべてが「手話言語法制定を求める意見書」を採択したことは画期的なことです。また全国市長会、全国都道府県議会議長会からも意見書が提出されています。まさに「手話言語法制定は国民すべての願い」になったと言えます。

国際的にも多くの国々で手話言語に関する法整備が進んでいる現在、日本も2020年東京オリンピック・パラリンピックを前にしてぜひとも手話の環境整備を進めてほしいという声各方面から沸き起こっています。



栃木県芳賀町議会で「手話言語法の制定を求める意見書」採択(2016年3月3日)

条例の制定も手話言語法実現につながる

地方自治体が、地域住民の願いを受けとめて手話言語に関する条例を制定していこうという機運も高まりつつあります。2013年10月に鳥取県でわが国で初めて手話言語条例が制定されてから、2016年10月現在で55の自治体が手話言語条例を制定しています。

「条例」とは国の法律とは別に定める地方自治体の独自の法律です。地方自治体は条例によって独自の規則をつくることができます。手話言語条例を制定した県・市町では手話を言語と認めた積極的な施策が展開されています。

条例制定の動きが広がると国の法律制定につながることは、例え

ば1992年に大阪府と兵庫県で日本で最初の「福祉のまちづくり条例」がつくられ、他府県にも大きな影響をあたえ、わずか数年で全国の自治体が条例を制定し、バリアフリーの考え方が広がり、1994年のハートビル法、2000年のバリアフリー法制定につながりました。また2016年4月に施行された障害者差別解消法は、千葉県を皮切りに、1道1府9県4市に広がった障害者差別禁止条例制定運動の成果でもあります。他にも公害防止条例が公害対策基本法に、また、情報公開条例、自然環境保護条例などが国の法律に発展しています。条例は自治体が地域住民の生活を守るために自主的に政策をつくり住民要求を実現させる手段のみならず、条例の広がりには国をも動かし法律を制定する力を持っています。

また、2016年6月に「全国手話言語市区長会」が、同年7月に「手話を広める知事の会」が設立されたことも「地方が国を動かす」ことにつながるでしょう。

6 手話言語法 世界各国の状況

世界を見ますと、憲法で手話を言語として認知している、あるいは手話言語法を制定している国が15カ国以上あります。

欧州ではフィンランドが2000年の憲法で手話を使用する人や手話通訳を必要とする人の権利を保障しており、同国は2010年制定の「障害者のための通訳サービス法」で生活のあらゆる場面で手話通訳を無料かつ時間無制限で利用する権利を定めていることにも大きな特色があります。さらに、2015年に手話言語法を制定しており、日本で私たちが手話言語法と情報コミュニケーション法の制定を両方求める考えをすでに実現しています。

ハンガリーでも、2012年改正の憲法に「ハンガリー手話をハンガリー文化の一部として保護する」ことを明記した条文が見られ、それに先立つ2009年制定の「ハンガリー手話及びハンガリー手話の使用に関する法律」で、手話に関する様々な規定が設けられています。同国は聴覚障害の診断を下す時に、人工内耳や補聴器に関する情報に留めず、手話の獲得と使用を含むあらゆる可能性について本人ないし保護者に正確な情報を提供すること、そして保護者の要請がある時はバイリンガル教育を提供することも法律で定めています。

アジア太平洋地域では、ニュージーランドが国連「障害者権利条約」採択と同じ2006年に「ニュージーランド手話言語法」を制定した例が知られています。英語とマオリ語に加えて第三の公用語として手話が位置付けられたことに特色があり、同国におけるろう者の言語的アイデンティティー確立に大きな役割を果たしています。

日本の隣の国である韓国でも2016年に「韓国手語言語法」が施行されています。この法律では、韓国の手話が韓国語と同等に韓国のろう者固有の言語であることが明記され、基本計画の立案、手話の発展と普及に係る政策の必要性が定められています。(P42～45資料参照)

世界各国の手話に関する法規の状況を参考に、日本の状況にあった手話言語法を考えていきたいですね。

<p>憲法で手話を認知</p>	<p>ウガンダ、フィンランド、南アフリカ、ポルトガル、ベネズエラ、オーストリア、エクアドル、ケニア、ジンバブエ、ハンガリー</p>
<p>手話を認知し、手話について規定した法律を制定</p>	<p>スロバキア、コロンビア、ウルグアイ、ブラジル、スロベニア、ベルギー、ニュージーランド、キプロス、チェコ、スペイン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハンガリー、マケドニア、カタルーニャ(スペインの自治州)、ポーランド、イタリア、フィンランド、セルビア、韓国</p>
<p>その他の法律で手話を認知</p>	<p>ラトビア、エストニア、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、デンマーク</p>

※参考文献: De Meulder, M. 2015. Legal Recognition of Sign Languages. Sign Language Studies, 15(4): 498-506.

「手話言語」を広める思いは 自治体にも ～手話言語条例～

手話が言語と認められていないために生じている様々な社会的障壁や差別をなくし、ろう者がおかれている環境を改善していくために、手話言語法の制定を求めて、2013年から「手話言語法制定を求める意見書」採択運動が始まりました。その運動が全国で大きなうねりとなってゆく中、同年10月に鳥取県が手話を言語として認め、手話を使いやすい環境整備の推進のために、関係機関が協働してPDCAサイクルにより取り組むことなどを内容とする「鳥取県手話言語条例」を全国で初めて制定しました。

同年12月には北海道石狩市が市町村として初めて「石狩市手話に関する基本条例」を制定し、その後新得町、松阪市…と続き、今や「手話言語」に関する条例を制定した自治体は2016年10月現在で55自治体となりました。検討している自治体もあり、条例を制定する自治体は今後もさらに増加していくことでしょう。

①手話言語条例(県・市)の役割とは

手話言語法制定推進運動本部は2014年に手話言語条例の県・市モデル案を発表しました(P46～50資料参照)。

条例における都道府県、市町村の役割について次のように整理しています。

〈都道府県手話言語モデル条例のポイント〉

◆県の責務

- (1) 市町村その他の機関と連携し、県全体で手話を使用しやすい環境整備を行うこと。
- (2) 県のろう者・団体や手話通訳者・関係団体と相互協力を行うこと。
- (3) 市町村も責務があり、そして県民(ろう者を含む)や事業者にも役割があること。

◆県条例の施策

- (1) 手話の普及及び理解の促進のために、県のろう者団体や関係団体と連携した、地域や学校、企業における手話学習の推進。
- (2) 手話による情報取得のために、手話通訳者等の派遣やろう児・者等への相談を行う拠点(聴覚障害者情報提供施設等)の充実を図ったり、県主催の講演会や行事、県政情報の発信等、さまざまな場面における情報提供の際に手話通訳を配置すること。
- (3) ろう児が学校で、手話で学ぶ手話教育の推進を行う。
- (4) 手話による意思疎通支援のために、手話通訳者・指導者の養成や手話通訳者の設置の拡充。

〈市町村手話言語モデル条例のポイント〉

◆市町村の責務

- (1) 手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築すること。
- (2) 手話の普及と手話による意思疎通と社会参加の保障を行うこと。
- (3) 市町村民や事業者は、市町村の施策に協力し、手話の普及やろ

う者が利用しやすいサービスや働きやすい環境を整備する役割があること。また、ろう者自身も理解の促進及び手話の普及の役割があること。

◆市町村条例の施策

- (1)手話でコミュニケーションしやすい地域社会を作る。
- (2)ろう者に関わる公的機関をはじめ、商業施設などの企業、町内会などの住民、地域の小学校・中学校などへ手話を普及すること。
- (3)手話奉仕員養成講座の開催や手話通訳者の配置、手話通訳者の身分向上など、手話通訳制度等の施策推進。

②手話言語条例を制定した自治体の施策

全国各地の自治体で、手話言語条例が制定されていますが、それらを見渡してみると、取り組んでいる施策は主に以下の5項目に分けることができます。

- (1)「手話を学ぶ機会の確保」
- (2)「学校における手話の普及」
- (3)「手話通訳者等の確保、養成等」
- (4)「手話を使いやすい環境の整備」
- (5)「事業者への支援」

では、項目ごとに、各自治体が行っている施策を見ていきましょう。

(1)「手話を学ぶ機会の確保」

- 市民や職員向けミニ手話講習会・啓発事業の新設

- 地域や企業向けの手話学習の出前講座の実施
- 手話ポスターやハンドブックの作成、配布
- 高齢者向けの講座に手話の取り入れ
- 手話を学べる動画の制作や配信
- 図書館に手話の本コーナーの設置 など

(2)「学校における手話の普及」

- 学校(小、中、高)に手話の授業の取り入れ
- 幼稚園や保育園でミニ手話学習や出前講座
- ろう学校教職員の手話研修
(手話を使った授業への到達を目指して) など

(3)「手話通訳者等の確保、養成等」

- 手話通訳者養成・派遣事業の充実(予算増額など)
- 手話奉仕員養成事業の開始、開催回数増加
- 手話通訳士・者の資格を持った正規職員の採用
- 手話通訳士試験の受験料の補助
- 意思疎通支援の拡充
- 手話奉仕員や手話通訳者の現任研修の拡充
- 設置通訳者の処遇改善(資格手当等) など

(4)「手話を使いやすい環境の整備」

- ろうあ者相談員の配置、社会生活訓練事業等、相談体制の整備や生活支援

- 公共交通機関や施設の窓口対応のために、タブレットを利用した遠隔手話通訳サービスの開始 など

(5)「事業者への支援」

- 企業、社会福祉法人、NPO法人が手話学習会を開催するにあたり、学習会開催補助金制度を新設
- 企業等の従業員が手話検定等を受験する際の受験料補助制度を新設

県民や市町民、そして事業者等が、手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、全ての人と共に生きる社会を築いていくために、それぞれの自治体がさまざまな施策に取り組んでいます。

③特色あふれる施策

条例を制定した自治体の中では、前述の施策以外に地域の特色あふれる施策や先進的な施策に取り組んでいる自治体もあります。

- 手話パフォーマンス甲子園…鳥取県
- 手話言語条例制定イベント等…北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、北海道帯広市
- 医療機関における手話の普及…福島県郡山市
- 災害時の手話における情報取得及び意思疎通の支援やまたその人材の養成…長野県、福島県郡山市
- 手話で観光客をおもてなし…三重県伊勢市、京都府京都市、三重県



全国高校生手話パフォーマンス甲子園(鳥取県)



石狩手話フェスタ2016
北陽幼稚園児たちによる手話コーラス(石狩市)

④ 条例制定後の市民の変化、反応

条例が、地域に与えた波及力は想像以上に現れています。特に、教育面や全ての人に優しいまちづくりの面でその効果は顕著に現れています。行政だけではなく、さまざまな人々が自主的に動き始め、地域や街が変わろうとしています。条例は手話関連の取り組みだけではなく、他の障害者や高齢者関連の分野にも好影響を与えつつあり

ます。手話言語条例はすべての人に優しいまちづくりのきっかけになろうとしているのです。

〈条例制定後の市民からの声〉

- 市民の手話への関心が高まった。
- 市民や子どもたちが手話学習を通して、ろう者と交流を持ち、それが障害者への対応の仕方や支援の仕方を考えるきっかけとなった。
- 手話通訳派遣の依頼件数が2倍以上に増えた。
- 地域や企業等から「手話を学びたい」「ろう者の話を聞きたい」という声が数多く寄せられている。
- ろう者の活躍の場面が増えた（主に手話講座・講演会等での講師）
「ろう者として胸を張って生きていける気持ちになった」
- 条例を制定したことにより、改めて手話が言語と認識され、手話への興味が増している。
- マスメディアの紙面や報道を通して、市民に聞こえないことへの理解や、手話への関心が高まってきている。教育関係や市民団体等が集まる場等への講演依頼が増えてきている。

⑤手話言語、手話言語法を求める思いは、自治体の首長にも

手話言語法制定を求める動きや手話言語に関する条例制定の広がりを受け、2016年6月8日（水）に「全国手話言語市区長会」が設立されました。そして、7月21日（木）には「手話を広める知事の会」が設立され、それぞれ設立総会兼手話言語フォーラムを開催しました。これらの会は手話やろう者への理解を広めるとともに、今後手話言語法

制定に向けての追い風となろうとしています。

手話言語条例を通じてろう者への理解と手話言語を広め、また手話言語法制定を求める思いは、自治体にも広がっているのです。

- 全国手話言語市区長会(会員 266市区長、準会員4町長) 10月末現在
- 手話を広める知事の会(36道府県) 10月末現在



「手話を広める知事の会」設立イベント(2016年7月21日)



「全国手話言語市区長会」設立総会(2016年6月8日)

日本手話言語法案

2012年 全日本ろうあ連盟

第一章 総則

(目的)

第1条

この法律は、日本手話言語(以下「手話」という。)を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第4条

政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」をいう。)を策定するなかで、ろう者が、手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話の言語活動及び文化振興に関する

総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 手話言語の獲得及び習得

(手話の獲得)

第5条

ろう児(乳幼児を含む。)は、手話を獲得する機会が保障される。

2 国及び地方公共団体は、ろう児(乳幼児を含む。)、その保護者及び家族に、手話及び日本語の言語に関する能力(以下「言語能力」という。)の涵養の観点から必要な情報を、提供しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児(乳幼児を含む。)の手話の獲得を選択する保護者及び家族に対し、必要な支援を行う。

(手話の習得)

第6条

ろう児(乳幼児を含む。)は、手話の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話を学習する機会が保障される。

2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。

3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話の学習に関する必要な措置を講じる。

4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通の手段として手話

を学習する機会を提供しなければならない。
5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

第三章 手話の使用

(教育)

第7条

ろう児・者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話で教育を受ける機会が保障される。

2 教育機関等は、ろう児・者の学習環境を整備し、手話を習得した教職員又は手話通訳者を必要に応じて配置しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児が教育機関等において手話を用いて教育を受けることが適切である場合は、教育機関等が必要な支援と合理的配慮を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ろう児(乳幼児を含む。)を対象とした特別支援教育等)

第8条

国は、ろう児(乳幼児を含む。)の療育及び教育について、手話及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。

2 ろう児(乳幼児を含む。)を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児(乳幼児を含む。)の集団生活及び行動において自由に手話を使用できる環境を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。

4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手

話の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許(聴覚障害)の免許取得の過程において、手話を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。

(通信)

第9条

ろう者は、手話を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに通訳を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。

2 通信役務を提供する事業者等は、ろう者が手話で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が手話を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。

(公共施設等)

第10条

国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業体が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話を使用しなければならない。

2 ろう者は、公共事業体の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、手話の使用を選択することができる。

3 国及び地方公共団体は、国民に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも手話通訳を介して同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。

(政治参加)

第11条

国及び地方公共団体は、ろう者が、手話を用いて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。

2 ろう者は、政治に参加するため、手話を選択し、使用する機会が保障される。

3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、ろう者に手話で提供されるよう施策を講じなければならない。

(司法手続)

第12条

ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続に参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続（捜査段階から刑の執行終了までを含む。）において認められた基本的人権を享有し、手話を使用する機会が保障される。

2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、手話を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話通訳を配置しなければならない。

3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、手話による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。

(労働及び雇用)

第13条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話を使用する機会が保障される。

2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話通訳者を配置するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

(民間施設等)

第14条

ろう者は、その障害に基づく差別をうける

ことなく、民間施設等あらゆる場面において手話を使用する機会が保障される。

2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話通訳者を配置しなければならない。

3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、手話の学習を義務づけられる。

4 商業及び商業役務の分野においては、手話を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話が提供できる環境の提供に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、手話を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。

(放送)

第15条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別をうけることなく、障害のない者等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話による提供を行わなければならない。

2 公共放送及び民間放送機関は、手話番組及び手話付き番組の開発に努めなければならない。

3 国は、公共放送機関及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。

(文化及びスポーツ)

第16条

国及び地方公共団体は、手話による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

第四章 手話通訳制度

(手話通訳制度)

第17条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手話通訳を利用料負担することなく利用する機会が保証される。

2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話通訳者が配置される。

3 雇用により配置することが困難な場合は、総合福祉法で定められた地域生活支援事業において登録された手話通訳者の派遣により配置する。

4 手話通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。

5 その他手話通訳制度において必要とされる施策

第五章 手話審議会等

(手話審議会)

第18条

手話の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に手話審議会を置く。

2 手話審議会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 手話の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項
- 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項
- 三 手話通訳制度に関する事項
- 四 その他必要とする事項

3 手話審議会は、手話学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。

4 手話審議会の議事録等は、手話及び日本

語で記録され、手話の映像及び日本語により国民に開示される。

(手話研究所)

第19条

手話の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話研究所を設置する。

2 手話研究所は、次の各号の事項を実施する。

- 一 手話の調査、研究、確定及び普及
- 二 手話の教科の開発
- 三 手話能力の評価方法の開発
- 四 手話に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

第六章 雑則

(手話の日)

第20条

国民に広く手話及び手話文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、〇月〇日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(国際交流)

第21条

国は、できる限り多様な国の手話文化が国民に提供されるようにするとともに、我が国の手話文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話の翻訳の支援、並びに外国の手話の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

韓国手話言語法

※2016年2月 仮訳版

第1章 総則

第1条(目的)

この法律は、韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を準備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする。

第2条(基本理念)

- ①韓国手話言語(以下「韓国手語」という)は、大韓民国のろう者の公用語である。
- ②国と国民は、韓国手語を使用するろう者がろうアイデンティティを確立し、韓国手語とろう文化を継承し、発展することができるよう協力する。
- ③ろう者と韓国手語使用者(以下「ろう者等」という)は、韓国手語の使用を理由に、政治、経済、社会、文化のすべての生活領域(以下「すべての生活領域」という)において差別を受けず、すべての生活領域において韓国手語を通じて生活を営み、必要な情報を提供される権利を有する。
- ④ろう者等は韓国手語により教育を受ける権利を有する。

第3条(定義)

この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

- 1.「韓国手語」とは大韓民国のろう文化の中で視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語をいう。
- 2.「ろう者」とは、聴覚障害を有する者で、ろう文化の中で韓国手語を日常語として使用する者をいう。
- 3.「韓国手語使用者」とは、ろう者以外に聴覚障害または言語障害により韓国手語を日常語として使用しあるいは補助的に使

用する者をいう。

- 4.「ろう文化」とは、ろう者としてろうアイデンティティと価値観を基盤とする生活様式の総称をいう。
- 5.「ろうアイデンティティ」とは、ろう者として有する自己同一性をいう。
- 6.「手語通訳」とは、韓国手語を国語に変換し、あるいは国語を韓国手語に変換することをいう。
- 7.「公共機関等」とは、国、地方公共団体及び「公共機関の運営に関する法律」による公共機関をいう。

第4条(国と地方公共団体の責務)

- ①国と地方公共団体は、韓国手語を教育、普及、弘報する等、ろう者等の韓国手語の使用環境を改善するための政策を立案・施行しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に必要な政策を立案・施行しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、この法律の解釈・適用において、「障害者権利条約」の内容と趣旨に符合させなければならない。

第5条(他の法律との関係)

韓国手語に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところに従う。

第2章 基本計画の立案等

第6条(基本計画の立案)

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語の発展及び保全のために、韓国手語発展基本計画(以下「基本計画」という)を韓国手語関連の専門家の審議を経て、5年ごとに立案・施行しなければならない。
- ②基本計画には次の各号の事項が含まれな

なければならない。

1. 韓国手話政策の基本方向と推進目標に関する事項
 2. すべての生活領域におけるろう者の韓国手話の使用環境の改善に関する事項
 3. 韓国手話の研究及び専門用語の標準化に関する事項
 4. 韓国手話の教育に関する事項
 5. 韓国手話の普及に関する事項
 6. 韓国手話の通訳に関する事項
 7. 韓国手話に関する専門人員の要請に関する事項
 8. ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に関する事項
 9. 韓国手話の情報化に関する事項
 10. 南北韓の韓国手話の交流及び研究に関する事項
 11. 韓国手話の発展のための民間部門の活動の促進に関する事項
 12. 韓国手話関連の法令の制定・改正に関する事項
 13. その他、韓国手話の発展に必要な事項
- ③文化体育観光省長官は、基本計画を立案する時には事前に関係中央行政機関の長と協議しなければならない。
- ④文化体育観光省長官は、確定した基本計画に関係中央行政機関の長と特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事(以下「市・道知事」という)に知らせなければならない。
- ⑤文化体育観光省長官は、基本計画の立案のために必要であると認められる場合、公共機関等に対し基本計画の立案のために必要な資料の提出を求めることが可能であり、資料の提出を求められた者は正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ⑥その他に基本計画の立案等に必要な事項は大統領令で定める。

第7条(年度別施行計画の立案・施行等)

- ①文化体育観光省長官、関係中府行政機関の

長及び市・道知事は、基本計画に伴い、毎年韓国手話発展施行計画(以下「施行計画」という)を立案・施行しなければならない。

- ②関係中央行政機関の長と市・道知事は次年度の施行計画及び前年度の施行計画により推進実績を大統領令に定めるところに従って文化体育観光省長官に提出し、文化体育観光省長官は、毎年施行計画による推進実績を評価しなければならない。
- ③施行計画の立案・施行と推進実績の評価等に必要な事項は大統領令で定める。

第8条(報告)

政府は基本計画、施行計画及び推進実績を確定後、遅滞なく国会に報告しなければならない。

第9条(実態調査)

- ①文化体育観光省長官は、韓国手話政策の推進のために3年ごとにろう者の韓国手話の使用環境等に関する実態を調査することができる。
- ②文化体育観光省長官は、第1項による実態調査のために必要な場合には公共機関等に資料の提出や意見陳述等を要求することができる。この場合、資料提出や意見陳述等を求められた者は特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③韓国手話の使用環境等に関する実態調査に必要な事項は大統領令で定める。

第3章 韓国手話の発展及び普及

第10条(韓国手話の研究等)

- ①文化体育観光省長官は、韓国手話の保全及び発展のために韓国手話について持続的な研究を遂行しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、ろう者等が各分野の専門用語を簡便に使用することができるよう、専門用語を韓国手話に標準化する研究事業を実施することができる。
- ③文化体育観光省長官は、第1項に基づく研

究を遂行するため、専門機関を指定し、あるいは研究所、大学又はその他必要であると認められる関係専門機関に研究を委託することができる。

第11条(韓国手語の教育等)

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の韓国手語及び韓国語能力を伸長することができる教育環境を醸成しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者等の教育において、障害発生の初期から韓国手語を習得することができるよう必要な政策を用意しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、ろう学校をして韓国手語を韓国語と同等な教育学習言語として使用するようにしなければならない。
- ④国と地方公共団体は、ろう学校教育において韓国手語を使用した教育及び韓国手語を通じた学習が円滑に行うことができるように支援しなければならない。

第12条(ろう者等の家族に対する支援)

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の家族のために韓国手語教育、相談及び関連サービス等の支援体系を用意しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、聴覚障害がある児童の父母等が韓国手語を円滑に使用することができるよう、韓国手語教育等を実施しなければならない。

第13条(韓国手語の情報化)

- ①国は、韓国手語の情報化を通じて、知識と情報を生産・活用することができるよう、各種事業を積極的に施行しなければならない。
- ②国は、遠隔情報通信サービス網等、情報通信網を活用し、だれでも韓国手語を便利に使用することができるよう必要な政策を用意しなければならない。

第14条(韓国手語の使用促進及び普及)

- ①文化体育観光省長官は、公共の大衆媒体

を活用し、国民に対し韓国手語を弘報するなど、韓国手語に対する認識を拡散し、韓国手語の使用を促進しなければならない。

- ②文化体育観光省長官は、韓国手語を学ぼうとする国民のために、教育課程と教材を開発し韓国手語教員を養成する等、韓国手語の普及に必要な事業を施行しなければならない。
- ③文化体育観光省長官は、韓国手語の使用促進及び普及のため、公共機関及び韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定することができる。
- ④国は、第3項によって指定された韓国手語教育院の運営に必要な経費を予算の範囲で支援することができる。
- ⑤第2項による韓国手語教員の資格要件等に関する事項及び第3項による韓国手語教育院の指定要件等に関する事項は大統領令で定める。

第15条(韓国手語能力の検定)

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語能力の向上・評価のため、韓国手語能力を検定することができる。
- ②第1項による韓国手語能力の検定の方法や手続き、内容及び時期に関して必要な事項は大統領令で定める。

第16条(手語通訳)

- ①国と地方公共団体は、手語通訳を必要とするろう者に対し、手語通訳を支援しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、公共行事、司法・行政等の手続き、公共施設の利用、公営放送、その他公益上、必要であると認められる場合に手語通訳を支援しなければならない。
- ③国や地方公共団体は、ろう者の求職、職業訓練、労働等の職業活動全般に不利益が無いよう、手語通訳を支援しなければならない。
- ④国と地方公共団体は、手語通訳関連の専門人材を養成するために努力しなければならない。

らない。

- ⑤国と地方公共団体は、「障害者福祉法」第58条第1項第2号による手語通訳センターを設置運営することができる。

第17条(韓国手語の日)

国は、韓国手語の日を定め、韓国手語に対する認識を向上するための記念行事等を推進することができる。

第18条(民間団体等の活動支援)

国と地方公共団体は、韓国手語の発展と普及を目的とする法人・団体等に対し、予算の範囲において必要な支援を行うことができる。

第4章 補則

第19条(協議)

中央行政機関の長は、韓国手語の使用に関する内容が含まれる法令を制定し、あるいは定めるときは、事前に文化体育観光省長官と協議しなければならない。

第20条(権限の委任・委託)

- ①この法律による文化体育観光省長官の権限は大統領令で定めるところにより、その一部を市・道知事に委任することができる。
- ②文化体育観光省長官は、この法律による業務の一部を大統領令に定めるところにより、関連機関・団体に委託することができる。

附則

第1条(施行日)

この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(他の法律の改正)

- ①「交通弱者移動便宜増進法」の一部を次のとおり改正する。
- 第17条第1項の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ②「放送法」の一部を次のとおり改正する。

第69条第8項の中の「手話」を「韓国手話」とする。

- ③「映画およびビデオ物の振興に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
- 第38条第2項の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ④「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
- 第16条の2の前段の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ⑤「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」の一部を次のとおり改正する。
- 第21条第1項第3号の中の「手話通訳士」を「韓国手話通訳士」とする。
- ⑥「障害者等に対する特殊教育法」の一部を次のとおり改正する。
- 第5条第3項の中の「保健福祉省長官」を「文化体育観光省長官・保健福祉省長官」とする。
- ⑦「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
- 第3条第8号ナ目の中の「手話」を「韓国手話」とし、第11条第1項第6号の中の「手話」を「韓国手話」とし、第14条第1項第4号の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第20条第2項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第21条第1項の前段の中の「手話」を「韓国手話」とし、同条第2項の中の「手話通訳士」を「韓国手話通訳士」とし、同条第3項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第23条第3項の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ⑧「障害者福祉法」の一部を次のとおり改正する。
- 第22条第2項の中の「手話」を「韓国手話」とし、同条第3項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第23条第2項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第71条第1項の中の「手話通訳士」を「韓国手話通訳士」とする。
- ⑨「著作権法」の一部を次のとおり改正する。
- 第33条の2第1項の中の「手話」を「韓国手話」とする。

県手話言語モデル条例

2014年 全日本ろうあ連盟

第1章 総則

(目的)

第1条

この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約や障害者基本法にもとづき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)手話ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であるものをいう。
- (2)ろう者聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活をおくる者をいう。

(基本理念)

第3条

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及、手話が使いややすい環境の整備を行わなければならない。

かつ、ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(県の責務)

第4条

県は、基本理念にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進を図るものとする。

(市町村の責務)

第5条

市町村は、この条例の目的と基本理念に対する住民の理解の促進、並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条

県民は、この条例の目的と基本理念に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条

事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が

利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条

県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）において、手話を使いやすい環境を整備するために必要な次の施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1)手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項
 - (2)手話による情報取得の施策に関する事項
 - (3)手話による意思疎通支援の施策に関する事項
 - (4)前3号に掲げるもののほか、この条例の目的の実現を図るために必要な施策に関する事項
- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する〇〇県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条

県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員がこの条例の目的と基本理念を理解し、手話を学習するための取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条

県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条

県は、市町村と協力して、ろう者がいつでも無償で手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制を確保するとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条

聴覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という）が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び手話の意義に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援等に関する措置を講ずるものとする。

3 県は、この条例の目的及び手話の意義に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるものとする。

(事業者への支援)

第13条

県は、ろう者が利用しやすいサービスの提

供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条

ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めなければならない。

(手話に関する調査研究)

第15条

県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条

県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 ○○県手話施策推進協議会

(設置)

第17条

次に掲げる事務を行わせるため、○○県手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- (1)第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。
- (2)この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条

協議会は、委員○人以内で組織する。

(委員)

第19条

委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから

知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条

協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条

協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条

協議会の庶務は、○○部において処理する。

(雑則)

第23条

この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村手話言語条例モデル条例案

2014年 全日本ろうあ連盟

前文

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりや未だ感じる状況に至っていない。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる市(町村)を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市(町村)及び市(町村)民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もつ

てろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条

ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市(町村)民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない

(市(町村)の責務)

第3条

市(町村)は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市(町村)民の役割)

第4条

市(町村)民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市(町村)の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第5条

市(町村)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1)手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
 - (2)市(町村)民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
 - (3)市(町村)民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
 - (4)手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策
 - (5)前4号に掲げるもののほか、市(町村)長が必要と認める事項
- 2 市(町村)は、前項に規定する施策を推進するため、方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。
- 3 市(町村)は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意志疎通支援者等が参画する〇〇市(町村)手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
- 4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 5 市(町村)長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(財政措置)

第6条

市(町村)は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条

この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(検討)

2 市(町村)は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

「手話言語法制定推進事業」は、
日本財団の助成を受けています。

手話でGo! ～手話のある豊かな社会を
手話言語法制定に向けて～

●発行：一般財団法人 全日本ろうあ連盟

〈本部事務所〉

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

TEL.03-3268-8847 FAX.03-3267-3445

<http://www.jfd.or.jp/>

印刷：日本印刷株式会社

2016年11月発行

※本書の無断転載および複製・コピーは禁じます。
乱丁・落丁はお取りかえいたします。

お近くの当連盟の
加盟団体をお探しの際は、
右のQRコードより
アクセスしてください。



